堺市区政策会議に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市区政策会議に関する条例（令和３年条例第１０号）第３条第３項及び第５条の規定に基づき、区政策会議の開催に係る基準その他同条例の施行について必要な事項を定める。

（区政策会議の開催に係る基準）

第２条　区政策会議において区長が意見の聴取（以下「意見聴取」という。）をしようとする場合におけるその構成等に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 意見聴取を依頼する者は、１０人以上３０人以下の範囲内とする。

(2) 意見聴取を依頼する期間は、２年以内の期間とする。

(3) 区政策会議の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号)第７条各号に掲げる情報を取り扱う場合その他区長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(4) 区長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

ア　会議の日時及び場所

イ　会議に出席した者の氏名

ウ　会議の内容

エ　その他区長が必要と認める事項

（区政策会議の意見の反映）

第３条　区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、関係部局の長に対し、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、区政策会議の開催に係る基準等について必要な事項は、区長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年６月１日から施行する。

（堺市区民評議会条例施行規則の廃止）

２　堺市区民評議会条例施行規則（平成２７年規則第３２号）は、廃止する。

　（堺市事務分掌規則の一部改正）

３　堺市事務分掌規則（昭和４７年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第３企画総務課（南区役所を除く。）企画係（西区役所を除く。）の分掌事務を定める部分第３号、同課企画総務係（西区役所に限る。）の分掌事務を定める部分第１３号及び同表区政企画室（南区役所に限る。）の分掌事務を定める部分第４号中「区民評議会」を「区政策会議」に改める。